

他の法益侵害に係るアクセス制限について

参考資料1

被害内容	関連法※	対応状況	留意点
児童ポルノ	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ・左記法律にインターネット利用に係る事業者の努力義務(第16条の3)を規定。また、児童ポルノ提供者については、罰則(第7条)により対応。 ・ISP事業者による自主的な取組として、ICSAを通じたブロックング措置が実施されており、効果を発揮。 ・ICSAを通じた国内外のプロバイダへの削除依頼により、一定の効果を発揮。 	(P)
リベンジポルノ	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ・左記法律で、プロ責法の特例として、情報送信を防止する措置を取ったプロバイダの免責要件を緩和(第4条)。 また、私事性的画像記録提供者については罰則(第3条)により対応。 ・セーファーインターネット協会を通じた国内外のプロバイダへの削除依頼により、一定の効果を発揮。 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵害態様として、権利侵害性が認められるリベンジポルノ画像のみで構成されたウェブサイトが、一般的とはいえない。
名誉棄損	民法(不法行為)・刑法(名誉棄損)	<ul style="list-style-type: none"> ・名誉棄損行為については、民法(不法行為)に基づく損害賠償請求が可能であるほか、刑罰(刑法第230、231条)により対応。 ・人権侵犯事件の調査において、違法性が認められると判断された情報については、法務局からプロバイダ等に対し削除要請を実施しており、一定の効果を発揮。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の表現行為と名誉棄損行為の線引きが困難な場合があり、類型化せずに個別具体的な状況に応じて判断する必要がある。 ・侵害態様として、名誉棄損表現のみで構成されたウェブサイトは、一般的とはいえない。¹

被害内容	関連法※	対応状況	留意点
プライバシー・肖像権侵害	民法(不法行為)	<ul style="list-style-type: none"> ・不法行為に基づく損害賠償請求が可能。 ・人権侵犯事件の調査において、違法性が認められると判断された情報については、法務局からプロバイダ等に対し削除要請を実施しており、一定の効果を発揮。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の表現行為とプライバシー・肖像権侵害に該当する行為の線引きが困難な場合があり、類型化せずに個別具体的な状況に応じて判断する必要がある。 ・侵害態様として、プライバシー・肖像権侵害表現のみで構成されたウェブサイトは、一般的とはいえない。
ヘイトスピーチ	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> ・左記法律に基づき、特定の民族や国籍に属する人々を排斥する差別的言動に関する各種啓発・広報活動を実施。 ・人権侵犯事件の調査において、違法性が認められると判断された情報については、法務局からプロバイダ等に対し削除要請を実施しており、一定の効果を発揮。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘイトスピーチの定義が明確でないため、ヘイトスピーチに該当するか直ちに判断することが困難な場合がある。 ・仮にヘイトスピーチの定義を明確化しても、表現内容がヘイトスピーチに該当するか否かは、類型化せずに個別具体的な状況に応じて判断する必要がある。

※権利侵害一般に関し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)において、送信を防止する措置を講じた場合のプロバイダの損害賠償責任の制限や、被害者によるプロバイダに対する発信者情報開示請求権を規定(第3条、第4条)